

# 日本国籍のお客様でジャパン・レール・パスをご購入希望のお客様へ 注意事項 ご購入前に必ずご確認ください

ジャパン・レール・パスと各エリアパスは、観光目的で日本を訪れる外国人旅行者のためのJR鉄道・路線バスが乗り降り自由に利用できる特別企画乗車券です。日本国籍の所有者で日本国外に居住されている方でも下記の条件を満たしている場合に限り、ジャパン・レール・パスとJR九州パスをご利用いただけます。

## □日本国籍で外国のパスポートをお持ちの方(日本国籍の二重国籍をお持ちの方)

外国のパスポートを利用し、日本へ入国した場合、外国国籍の方と同じ扱いになりますので「短期滞在」の在留資格が与えられます。この在留資格で、ジャパン・レール・パスと全てのエリアパスをご利用いただけます。

・準備するもの：現在居住している国（日本以外）のパスポート

※注意※

バスの引き換えの際には「短期滞在」の在留資格をご提示頂く事になりますので、日本のパスポートではなく、外国籍のパスポートで入国され、そちらをご提示ください。日本国籍のパスポートで入国した際は、バスの引き換えはできません。

## □外国のパスポートをお持ちでない方(日本のパスポートの方)

外国のパスポートをお持ちでない方でも、下記の条件1もしくは条件2を満たしている場合に限りパスをご利用いただけます。

### 条件1 外国の永住権を持っている場合

条件1については国によって永住制度が異なるため、各国の永住権確認リストをご確認下さい。

- 1) 永住権確認リスト別紙\*上の黄色の国の場合：永住資格の書類（グリーンカードなど）の提出が必要
- 2) 永住権確認リスト別紙\*上の灰色の国の場合、日本国の在外公館が発行する「在留証明書」の提出が必要  
 但し在留期間が5年以上のものに限る。  
 \*「在留証明書」の取得方法等については各国の日本国在外公館にお問い合わせ下さい。

※注意※

永住権確認リスト別紙\*に掲載されていない国（永住資格が存在しない国）の国民は、たとえ「在留証明書」を持参しても、ジャパン・レール・パスを購入することはできません。

※更新が必要な永住資格について※

永住権確認リスト別紙\*に掲載されている国であれば更新が必要な永住資格についてもジャパン・レール・パスの利用資格者とします。

### 条件2 日本国外に居住する外国人と結婚している場合

次の3つを証明する書類をご提示下さい。

- ① 外国人と結婚していること（翻訳する必要がありません）
- ② 配偶者（外国人）が日本国外に居住していること
- ③ 本人が日本国外に居住していることを証明する書類  
 \*日本国大使館の発行した証明書、光熱費の請求、税金の納付、学校の証明書などの在外公共機関の発行した証明書等

※注意※

運転免許、短期滞在許可証、労働ビザなどは永住の証明にはなりませんのでご注意ください。  
 また、外国のパスポートのみでは、証明として利用できませんので、上記の書類を必ず全て揃えてください。

上記の書類を提示できず、JRの係員が資格を確認できない場合は、バスの引き換えはできません。バスの引き換えの認否はJRの係員の判断でありますので、くれぐれも上記条件をご確認いただきますよう、宜しくお願いいたします。

